

1850年代初期のアソシエーション論

—— 『チャーティスト運動綱領』 と協同組合論説を手がかりに ——

秋葉節夫

I はじめに

マルクスのアソシエーション論は、フランス社会主義に起源をもっている。すなわち、コルボンらの『アトリエ』誌の労働者生産協同組合の思想等に学び、独自に端緒的形成をなしてきてきたのである^①。しかしながら、当のアソシエーション論の彫琢にあたっては、イギリスのチャーティスト運動の体験が、実は大きな影響を及ぼしている。マルクスがG・J・ハーニーらチャーティストと初めて出会ったのは、1845年8月ロンドンで開催された国際集會にエンゲルスとともに出席したときにさかのぼる。もともとエンゲルスは早くからチャーティズムに注目していたが^②、マルクスは47年11月に「共産主義者同盟」第二回大会のために訪英した際、E・ジョーンズらと会談して以降、48年から関心を持ち始めた。具体的には、ケルンで刊行した『新ライン新聞』を通じて、チャーティストに連帯を表明した。後述するように、1848年第三回国民請願のあと、チャーティスト運動は活動家を獄中に失い、以降沈滞し、49年を迎えることになる。その49年1月には、マルクスはイギリスの変革は容易に成功しないことを認識し、「古いイギリスは世界戦争によってのみ転覆される」。そして、それによってのみ「組織されたイギリスの労働者党、チャーティスト党」に勝利の条件を与える。「チャーティストがイギリス政府の先頭に立つとき…社会革命はユートピアの国から脱出して現実の国に入る」(Marx, 1961, 145) と述べたのである。

49年末から50年にかけてチャーティストは組

織的な運動の再建に乗り出すが、同年8月にはE・ジョーンズも出獄し、彼とハーニーは、F・オコーナーらマンチェスター派に対抗して「革命的チャーティズム」を支えた。後述するように、51年2月以降は、マルクスはジョーンズを通じてチャーティスト運動を支援するのである^③。こうして、マルクスはチャーティスト運動と深い関わりを持つのであるが、とくにジョーンズとの関わりでは協同組合論が焦点になる。MEGA編集部はAbt I, Band 10 (1977) およびBand 11 (1985) のAnfang (補遺) にマルクスそしてエンゲルスの協力によって著された論説として、『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』紙掲載のジョーンズ署名論文をあげている。このMEGA編集部の方針を前提にすれば、マルクスはこの時期、協同組合についての肯定的理解を示し、諸協同組合の連合としてアソシエーション=将来社会とその社会への到達方法=革命方式の転換をなしてあげていたことが理解される。もちろん、イギリスの現状の協同組合ではなく、「人民主権」を前提とした「民主主義的な政府」のもとで、全国的に組織された協同組合が肯定されたわけである。しかしながら、諸アソシエーションが協同組合という具体的な形態をもって把握された点は重要であろう。従来50年代のマルクスの思想形成については研究上空白の部分が多く、その意味でも、このアソシエーション論の彫琢がどのようになされたかを検討することは必要な作業である。本稿では、50年代初期のマルクスのチャーティスト運動との関わり、その具体的展開に焦点を当てて、この点の一端を明らかにすることを課題と

する。

II 『チャーティスト運動綱領』の成立とマルクス

1848年3月革命がプロイセンによる反革命の成功に終わったあと、マルクスは、ヨーロッパ革命の運命は、ヨーロッパで最も発展した資本主義国であるフランスとイギリスで決定されるであろうと考えた。マルクスは、1849年1月1日付の『新ライン新聞』では、「フランスにおけるブルジョワジーの没落、フランスの労働者階級の勝利、労働者階級全体の解放は、ヨーロッパ解放の合い言葉」であるが、「幾多の諸国民を自国のプロレタリアに転化し、その巨腕をもって全世界を抱擁」しているイギリスは、それゆえに「革命の大波があたって砕ける大岩であるように見える」。したがって、「ヨーロッパ大陸のいずれの国の国民経済諸関係の変革も、全ヨーロッパ大陸上の変革も、イギリスを含まぬかぎり、それはコップのなかの嵐である」と考えた。この点で、「古いイギリスは世界戦争によってのみ転覆される。そのみが、組織されたイギリス労働者党、チャーティスト党に、彼らの巨人的抑圧者に対する勝利的蜂起の諸条件を与える」(Marx, 1961, 145) のである。

1849年8月末に、パリから追放されてロンドンに移ってのち、同年11月にロンドンに到着したエンゲルスとともに、『新ライン新聞、政治経済評論』を発刊して、革命的情勢の高揚に引き続き尽力するが、1848年恐慌が好況的局面に転化すると、「このような全般的好況の場合は、ブルジョア社会の生産力がおよそブルジョアの諸関係内で発達しうるかぎりの旺盛な発達をとげつつあるのだから、ほんとうの革命は問題にならない」。「こうした基礎にぶつかっては、ブルジョアの発展を押さえようとする反動のあらゆる試みも、民主主義者のあらゆる道義的憤慨や感激的宣言も、ともにはじきかえされる。新しい革命は新しい恐慌につづいてのみ起こりう

る。しかし革命はまた、恐慌が確実であるように確実」(Marx, 1977, 486-487) であるから、労働者党を思想的・組織的に強化して、共産主義思想を普及することが重要であると考えた。こうして、マルクスは、一方では経済学の研究に本格的に従事し、他方では、共産主義者同盟に依拠しつつ、ハーニー、ジョーンズらのイギリスのチャーティスト運動の再建に協力するのである。

後述する『チャーティスト運動綱領』との関係で、イギリスのチャーティスト運動の発展を概観しておく以下通りである⁽⁴⁾。産業革命を通じた社会的対立の激化のなかで、1820年5月、R・オーエンによって、『ラナーク州への報告』が提示される。これは、「協同組合共同体」の建設を通じた社会改良であり、近代的な協同組合運動の端緒であった。他方、1832年6月の第一次選挙法改正によって、中産階級、ブルジョアジーは選挙権を得るが、労働者階級は除外された。そのなかで、「労働諸階級等全国同盟」(1831年5月設立)を通じた労働者の政治運動は、時のウィッグ政権と支配階級に対する階級的立場を明示するに至る。1834年2月オーエンによって設立された「全国労働組合大連合」は、ロック・アウトによって解雇された労働者のために労働組合が所有・運営する「協同組合工場」を提唱するが、結果的には失敗に終わる。しかしながら、この運動が労働者運動に与えた影響は大きく、救貧法改正案をめぐる反対運動のなかで、政治運動を再建するのに寄与した。具体的には、1836年6月設立の「ロンドン労働者協会」の運動を生み出し、当協会は、1837年2月、「普通選挙、財産資格制限の撤廃、1年制議会、平等代表、議員有給制、秘密投票」の六箇条からなる人民憲章を起草し、この人民憲章をめぐるチャーティスト運動が成立した。1839年5月に第一回国民請願がなされるが、同年7月、下院で235対46で即日否決された。同年2月には、第一回国民請願を担う「全国代表大会」(ナショナル・コンベンション)が開催さ

れたが、国民請願が否決された場合の非常手段をめぐって結論が出ず、同年11月のニューポートの蜂起などの散発的な騒擾にとどまり、結果的には解散した。しかしながら、こうした一時的な沈滞はあったが、1840年7月、マンチェスターにチャーティスト代表が集まり、チャーティストの中央組織として機能する「全国憲章協会」が結成された。この協会は非合法であるが、最初の労働者政党である。

この協会の指揮は、1841年8月に獄に入ったオコーナーが担い、直ちに第二回請願の準備に入った。協会は1842年には4万人を越える組織となり、広範な署名活動を展開した結果、総数331万752の署名を付した請願書を提出した。しかしながら、この第二回国民請願も、同年5月下旬で287対49で否決された。これに反発して、各地にストライキ、暴動が起こったが、ストライキにともなう失業のほうに深刻で、そのうえ1500にのぼるリーダーが検束され、運動は衰退に向かった。以後、チャーティスト運動はしばらく「冬の時代」に入るが、この時期、指導者のオコーナーは、労働者の出資金によって土地を購入し、そこに2-4エーカーの小農場経営を創設する土地計画構想を進め、1845年4月、「チャーティスト協同土地組合」を設立するが、解散に追い込まれる。次いで、1848年、フランス二月革命の高揚の影響のなかで、第三次国民請願が計画される。しかし、同年4月10日のケニンストン・コモズでの大請願集会も不首尾に終わり、1849年7月、国民請願も簡単に否決された。こうして、以後、チャーティスト運動は決定的に退潮するのである。

ところで、1848年の第三回国民請願の失敗のあと、ハーニーらは、「憲章と断固貫徹」という政治改革から「憲章とそれ以上の何かあるもの」という政治改革と社会改革を一体とした運動路線を提起し、1850年7月、ジョーンズの出獄後、彼らが「全国憲章協会」の執行部となると、1851年3月31日-4月10日に、「チャーティスト代表者大会」(ナショナル・コンベンション)

が開催され、そこで『チャーティスト運動綱領』が採択されることになった⁵⁾。この『チャーティスト運動綱領』は、「一部の指導者の独創によって作成されたものではなく、当時の運動の状況を反映するものとして形成された」「従来のチャーティスト運動の様々の社会綱領を網羅したもの」(岡本, 1974, 189)ではあるが、そこに起草者の一人であるジョーンズを通じてマルクスが決定的な影響を与えている点は注目すべきである⁶⁾。後述するように、この『チャーティスト運動綱領』は労働者階級が国民の大多数を占めるイギリス社会における、「イギリス型」の社会変革の道を示す意義を担っていると考えることができるのである。

それでは、この『チャーティスト運動綱領』はどのような内容を示しているかが問題である。この『運動綱領』は、冒頭で、「チャーティスト組織の発展を助長し、他のすべての政治組織ないし混ぜ物からこの組織を明確に区別し、力の及ぶかぎりすべての階級のあいだに政治的知識を広めることが、チャーティスト・コンベンション(全国代表大会)の最高の義務である」と宣言し、その前文を基礎にして、全国レベルの選挙権だけではなく、地方レベルの選挙権でも、「都市や教区の権力は、民衆の手にゆだねられるべきであり、地方の諸問題に関する公民権剥奪は、参政権の制限と同じく不正である」とする。また、「人民憲章のための運動を労働組合のあいだで展開し、相互に助け合うことにより両運動を強化すべきである。こうした目的のため各労働組合執行部、各種の職業団体、労働者協会と連絡をとり、これらの改革者の二大部門のあいだの協力から生じる互恵的利益」を指摘する。さらに、農業諸州では、農業経営者や農業労働者のために、小冊子や提言を準備し、農村地方の町で、公開集会や講演会を開く、アイルランド人民、炭鉱労働者、鉱山労働者、鉄道人夫にも、「特別教宣員」を送るものとする。後半では、チャーティストがめざす社会体制は現在の階級政府の下よりはるかによいことを実

際に示すこと、そして、「政治的変革は、社会的変革を伴うものでなければ有効」ではなく、したがって、「实际的改革者」であることを示したあとで、次のように述べる。すなわち、それ故「チャーティスト組織は、被抑圧者の擁護者として前面に立つべきであり—苦勞するすべての階級は、それぞれこの組織のなかに彼らの苦難を正す擁護者を見出すべきであり—それは、現在孤立している労働者階級の各組織を一つの共通の基盤の上に糾合する繋ぎ目の環になるべきである…このようなすべての孤立した、しかし実際には同質的な利益の統一者として立ち、幾百万の人々を一つの凝縮した集団に結合させ、100年に渡って眠れる心を呼び起こし、このようにして集積された力を正しい方向に進めることが、この人民代表の義務であり、努力すべき事柄である」。以上の見地に立って、「Ⅰ土地」「Ⅱ協会」「Ⅲ教育」「Ⅳ労働法」「Ⅴ救貧法」「Ⅵ課税」「Ⅶ国債」「Ⅷ陸軍」「Ⅸ海軍」「Ⅹ民兵」（全国代表大会ではさらに「通貨」「新聞」二項目を追加）の10項目を掲げ、「これらの改良を、継続的かつ普遍的な運動の主題にする」と明示している（都築，1975，461—467）。

以上の『運動綱領』のうち、異論がありながらも、ジョーンズの強い主導によって採択された「Ⅰ土地」「Ⅳ労働法」をあらためて全文掲示してみる。

「Ⅰ土地

本会議は、土地が全人類の不可譲の相続財産であり、したがって現在の土地と鉱物の独占は、神と自然の法に矛盾するものである、と信ずる。土地の国有化が、国民的繁栄の唯一の真の基礎である。

この究極目標に到達する目的をもって、以下の諸施策を順次、立法府に督促することを決意する。

- (1) 農務省の創設。
- (2) 荒地，共有地，教会土地，王室土地を人民の手に返す。

これらの土地は、貧民のあいだで適当な割

合で分割される。彼らは、国家の小作人として配置され、その保有土地に対し相応の賃料を支払う。

- (3) やめる小作人に対し、改良部分の補償を行う。さもなければ改良は、地主によって行われるべきである。

狩猟法の廃止。

すべての地代を穀物地代に振りかえる。

- (4) 国家は、余剰人口を入植させ、彼らを、個人または組合で国家に賃料を支払う小作人にする目的で、毎年、土地を購入する権限を持つべきである。このための賃金の一部は、前述の共有地，教会土地，荒地，王室土地に対して支払われる賃料，その他今後決定される財源から得ることができる。

- (5) 政府が前述のように土地を購入する場合、これらを転売することは許されず、その土地を国民財産として永久に保有すべきであり、小作人に自由を、そして国家に安全を保障するような量および条件で、これを小作人に貸与するものとする。

- (6) 国家は、公正な現行価格で土地を購入する優先権を持つ。

- (7) 土地の完全国有化を準備するため、既存の利権が、法手続き，死亡，放棄，その他正義並びに全階級を寛大に扱うという方針にふさわしい手段で消滅する場合，速やかに，国家がいま一度その土地を所有すべきである。」

（都築，1975，463—464）

この「Ⅰ土地」の項目の内容は、「土地が全人類の不可譲の相続財産」であるので、「土地の国有化が、国民的繁栄の唯一の真の基礎」と捉えるところにある。ここには、土地国有を主張するJ・オブライエンの影響も見えるが、同時に「国家の小作人」「個人または組合で国家に賃料を支払う小作人」が想定されている点で、オコーナーの土地計画における小土地所有論の影響を見ることもできる。なお、後述する点との関わりでは、土地の利用を個人だけではなく協同組合形態に求めている点が注目されるべきで

ある。

「IV労働法

労働は、国民の富の創造者であり、そうしたものとして国民の繁栄の最も重要な要素である。それにもかかわらず親方と労働者との関係は、社会の福利に矛盾するものだった。これまで創造者が被造物の召使だった。労働が資本の奴隷であり、自由のあらゆる原則と矛盾する賃金奴隷制のもとで呻吟してきた。

低く押さえられた現状から労働を高めるために、賃金奴隷制をできるだけ速やかに廃止し、協同の原則を発展させる目的で、次の施策を提案する。

- (1) 産業目的のための協同組合はすべて、手数料を支払うことなしに登記、登録を受ける権利を持ち、傘下支部の数を制限されない。
- (2) 組合営業法を改正し、組合組織の障害となる現在の不都合を除去する。
- (3) 協同原則は、人民の権利にとって基本的なものである。富の集中は分散的傾向により対処しなければならない。孤立したクラブの手に富が蓄積することは、個人による富の独占に次ぐ最大の悪である。したがって労働問題の完全な調整が行われるまで、将来のすべての協同の試みは、国民的基礎の上に立案され、一つの全国組合のなかに結合されるべきであり、各労働組合・職業組合は、その地方組織ないし支部となる。各地方組合の利潤は、一定額を越えれば、これを一般基金に払い込み、労働者の組合を増す目的に用いられ、このようにして組織化された独立労働の発展を促進させる。
- (4) 産業目的のために共同しようとする労働者の組織に対し、一定の条件で資金を前貸しする目的で、国営の融資基金を開設する。」(都築, 1975, 465)

「IV労働法」の中心的な内容は、まず、「協同原則は人民の権利にとって基本的なもの」であるから、協同組合を積極的に組織する必要がある。その際、「各労働組合・職業組合」を「その

地方支部ないし支部」とする「一つの全国的組合」を設立し、労働者階級による権力獲得を通じて「労働問題の完全な調整が行われるまで」、「国民的基礎の上」に発展させることが必要である。次いで、「各地方支部の利潤は、一定額を越えれば、これを一般基金に払い込み、労働者の組合を増す目的に用いられ…組織化された独立労働の発展を促進」することである。そして最後に、協同組合に「一定の条件で、資金を前貸しする目的で、国営の融資基金を開設する」ことが必須とされる。以上の協同組合論は、「個々ばらばらの協同組合や、キリスト教社会主義者が説く小生産者的協同組合を支持するものではなく、人民憲章のもとで国家的規模の協同組合」(古賀, 1975, 331)である点で特徴的である。

ところで、『運動綱領』の中心的な起草者であるハーニーとジョーンズは、その後、労働組合・協同組合の評価をめぐる対立し、ジョーンズは、独力で1851年5月に、週刊機関紙『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』を発刊し、ハーニーの『フレンド・オブ・ザ・ピープル』との間に論戦を繰り返すことになる。マルクスは、ハーニーから離れて、「革命的チャーティスト」を主導するジョーンズを支援し、その機関紙に寄稿すると同時に、直接的に編集に協力したのである。そして、この過程で、マルクスもまた、イギリスにおける普通選挙権の実施を通じた議会主義的手段による革命の方法を獲得するのである。このマルクスとチャーティズムとの関連は、日本では、古賀によって体系的に解明されてきた。古賀の結論を示せば次の通りである。「彼(ジョーンズ)は創刊号冒頭の詩『新世界』に冠した『連合王国と合州国の人民に捧げた』論説において…次のように説く。『イギリスとアメリカは東と西の偉大な中心国家として、将来性ある均衡を保っており、フランスは両国がその上で揺れるテコ台である。世界で民主主義が現在実現可能なのはこの三国だけである。若いアメリカはその過ちを取り消せないほ

ど悪くなっていないが故に、フランスとイギリスはあらゆる形の社会的な修練によって過ちを一步一步取り除いてきたが故にである。ヨーロッパ大陸の残りの国では民主主義はずっと遠くにあり、まだ『立憲主義』の段階すなわち中間階級の支配を通り越さなければならない。王権は僧侶政治を打倒し、封建制は王権を覆し、金権制は封建制を打倒した。そしてその地点にわれわれは立っている。次の段階は民主政治か反動かである。一つの革命はドイツとイタリア両国に民主主義権力を権力の座につかせるかも知れない。しかしその権力は永続きしないであろう。なぜならその勝利は早過ぎるからである。温室の植物は三月の気候にさらすと枯れるに違いない。自由へ至る道程の一段階を、無事に飛び越えることはどうしてもできないのだ』と。

ジョーンズは、基本的に正しい歴史認識の上に立って、各国の発展の方向に展望を与えているが、さらに十二月の号ではフランスとイギリスの状況を比較しつつ次の展望を与えた。『普選は人民主権 (popular sovereignty) を伴わずに獲得されることもある。人民は、普選がいかなる状況下にあっても彼らの統治権につながる、などと誤解してはいけない。フランスがこの記憶すべき事例を提供する』。フランスでは下院は普選となったが上院はそうではなく、結局人民主権は確立しなかった。その結果、大きな権力を持つ上院と軍隊のために『世界で最も輝かしい革命の一つ』は圧殺された。それに対しイギリスは『一つの大都市を制圧するに充分なほどの軍隊もない。もしそのような国で民主主義がひとたび確立されたならば、軍事的専制によって強行される反動は不可能となる。もし人民がひとたび優勢な位置をえたならば、暴力によってねじり取られる形でそれを失う危険はない。それはこの国では (フランスにおけるような) 暴力が存在しないという単純な理由からである』。さらにイギリスには『上院に対する下院の大幅な優越権がある。それ故にこの国で

は普選は現実に人民主権を意味する。なぜなら、階級的法制度の他の諸部門も普選に道を譲るだろうからである。それ故にわれわれが下院を手に入れば、この国の政治を手に入れることになる。この理由から、イギリスは民主主義が内戦なしに可能なヨーロッパで唯一の国である。それ故にチャーティストよ。憲章はイギリスで闘い取るに値するものである。…上述のようなフランスとイギリスの人民側がおかれた位置の実質的な相違は、すべての国民によって充分考慮されるべきである。民主主義のすすめ方はフランスとイギリスでは本質的に違う。イギリスでは労働者階級の堅実で静かな組織が、社会の輝かしい外皮と上部構造を砕き始め、大きく裂け目を開き、はげ落ちるところまで自らを高く押し上げるに違いない。…フランスでは矛とバリケードだけが事を決する。何故なら銃剣と砲列だけが司令しているからである』。

以上のように、イギリスでは、普選という議会主義的な手段によって真の人民主権・民主主義を実現し、被抑圧者を解放しうる条件をかちとりうるが故に、人民憲章は闘い取るに値すると考え、チャーティズムに革命的意義を与えたのである。…そしてマルクスもまた翌1851年夏にはこれを受け入れた。『普通選挙権は、イギリスの労働者階級にとっては政治権力と同意義のものである。…したがって、イギリスにおける普通選挙権の実施は、大陸で社会主義的方策の名で尊ばれてきているどんなものよりも、はるかに社会主義的な一方策となるのである。…このことの不可避の結果は、労働者階級の政治的制覇である』と。(古賀, 1975, 334-336)

ジョーンズの「人民主権」論は、強圧的な軍隊がなく、下院が上院に対して圧倒的優位をもつイギリスでは、暴力革命によってではなく、下院を土台として、公開の大衆運動の力によって「人民主権」を確立し、内戦なしに「革命」を実現しうるというものである。古賀が引用しているマルクスの1852年8月25日付「チャーティスト」では、イギリスの特殊性と

いう点が、例外的であるとの理解が含まれている。しかし、それにもかかわらず、ジョーンズとマルクスでは、普通選挙権は、「政治的権力と同意義」であり、それは不可避的に「労働者階級の政治的制覇」に結果すると結論づけられたのである。すでに、マルクスは1850年3月の「共産主義者同盟中央委員会からの同盟員への呼びかけ」において、将来ありうる革命では、労働者は「小ブルジョア民主主義者」の抵抗に抗して、革命運動を「究極的な勝利」まで押し進める「永続革命」を主張していた。玉井の表現を借りれば、「革命の年1848年からあの永続革命の宣言までのマルクスは、おそらく生涯で最もミリタントな時期」（玉井、1975、533）であった。その意味では、マルクスはジョーンズを中心としたチャーティズムに学んで、イギリスにおいてはプロレタリア革命の過程において、「暴力」不可避論をとらず、革命の「平和的・立憲的な可能性の追求という見地を確立していたと理解することができ、その意味では、決定的な転換点を示しているわけである。

Ⅲ 『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』の協同組合論とマルクス

『運動綱領』採択後の1851年5月に、ジョーンズは独力で週刊機関紙『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』を発刊するが、マルクスは、同紙への寄稿だけではなく、その編集にも協力することになる。MEGA編集部は、Abt I Band 10 (1977), Abt I Band 11 (1985) のAnfang (補遺)における〈Artikel, Erklärungen und Reden, die mit Marx oder Engels Hilfe verfaßt wurden〉(マルクスおよびエンゲルスの協力によって著された論説, 声明, 演説)に、当の『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』に掲載されたジョーンズ署名の論説を掲載している。そのうち、「協同組合原則の擁護者たち、および協同組合諸協会の構成員たちへの手紙」(A letter to the Advocates of the Co-operative Societies,

Notes to the People, Nr.2, 10. May 1851), 「チャーティスト運動綱領についての書簡第三書簡」(Letter on the Chartist Program, Letter III. Notes to the People, Nr.5, 31. May 1851), 「協同組合、それは何であり何をなすべきか」(Co-operation. What It is, and What It ought to Be, Notes to the People, Nr.21, 20. september 1851)については、小松によってすでに翻訳もなされており、この時期のマルクスの協同組合論の理解をうかがい知ることができ⁷⁾。このマルクスの協同組合論については、同じ小松によって、解説が試みられているが⁸⁾、ここではあらためて、ジョーンズの論説の論点をとりあげてみる。

まず、「協同組合原則の擁護者たち、および協同組合諸協会の構成員たちへの手紙」では、「わたしは協同組合に反対しているというかもしれない。反対に、わたしは控えめであっても本心から協同組合を擁護する者である。そして、まさにその理由から、わたしは、現在行われている連合の努力の自殺的な傾向と見なすものに反対して人民に警告することを義務」と感ずるとの観点から、「協同組合の公然と認められた目的」を「利潤あさり (Profitmongering) を終わらせること、すなわち労働者階級を労働者階級自身の主人とすることによって賃金奴隷制から労働者階級を解放すること、独占を破壊し、均等で全般的な富の拡散によって富の集中を防止すること」(Jones, 1977, 642)に定めている。この目的を達成するために、三つの項目があげられている。すなわち、①「独占と賃金奴隷のシステムを打倒するにあたって、現在の協同組合運動はどんな手段をもっているか」、②「もし成功するならば、それは、社会に何をもたらすか」、③「協同組合産業にとって唯一の健全な基礎とは何か」ということである。①については、「労働者のペンス (銅貨) は集まれば富者のソブリン (金貨) よりきつと強力になる」「彼ら自身の地所で土地貴族を買い取ることができる」(Jones, 1977, 642)として、労働者

が出資して協同組合を作っても、労働者階級の貯蓄以上に資本家の資本蓄積が大きいので、そうした個々の試みは誤りであることが明らかにされる。そして、この観点での協同組合の試みの無益性が、「(1)土地の購入、(2)製造目的のための機械装置の購入、(3)分配目的のための商店の設立」の三つの対象に即して解明される。その帰結は、協同組合が成功裏に進むためには、つまりは「社会の基礎を再建するためには政治権力が必要である」ところにある。②については、現在実行されている協同組合システムは、「協同組合は利潤あさを破壊すべきである」が、「利潤あさり屋の足跡を歩みつつある」。「協同組合は競争を廃止すべきである」が、「それは競争をふたたび作り出している」。「協同組合は、富の集中を防止すべきである」が、「それは富の集中を蘇生させている」。したがって、こうしたものが、現在の協同組合システムであり、「システムはそれ自体、不安定であり、もし成功するならば地域社会 (Community) にとって有害である。同じシステムは…少数の新しい小売商人、ないし資本家を作り出し、労働者階級にとっての大いなる災い、労働貴族 (the aristocracy of Labour) を増大させる」(Jones, 1977, 643) ものと指摘される。③については、協同組合にとっての唯一の有益な基礎は「国民的な基礎」であり、その基礎のうえに、協同組合の一定額を越える利潤を「国民的基金 (national fund)」に支払うこと、つまり「国民的富を分配すべき国民連合体 (national union)」を創造すべきであるということが明記される。すなわち、このことを通じて、協同組合は大きな力を得ることができ、有産階級の迫害も困難になるからである。その意味で、この「民衆の力と民衆の富の国民的集中 (その地方的集中ではない) が成功の秘訣」(Jones, 1977, 647) なのである。こうして、以上の記述を受けて、論説の末尾では、「協同組合を国民的規模のものにする点に結論がおかれている。この論説は、すでに述べた『運動綱領』「IV労働法」(3)

項、すなわち、「協同組合」を「国民的基礎の上」に発展させ、次いで「各地方支部の利潤は、一定額を越えれば、これを一般的基金に払い込む」という記述の詳論であることが理解される。

次いで、「チャーティスト運動綱領についての書簡 第三書簡」では、以下のように述べられている。自由貿易によって食糧はいくらか安くなったが、「賃金は、食糧が低下する以上に低下した」。そこで救済策として「公正な一日の労働に対し公正な一日の賃金」が提唱されるが、それは「鉄の賃金奴隷制の代わりに金の賃金奴隷制を得させよ」という意味に他ならず、「その金の鎖はただちにふたたび鉄の鎖になり変わる」のである。したがって、真の意味での「公正な一日の賃金とは労働者たちが労働者たち自身に支払う賃金」であり、「公正な一日の労働とは、自由な労働、自由人の幸福のための労働」(Jones, 1977, 648) に他ならない。そこで、労働者を解放する手段は、「労働それ自身の本質」のなかに求められなければならない。「協同こそ労働の魂」である。それは「心の協同であって、たんなる手の協同」、あるいは「利益の協同であって単なる力の協同」ではない。こうした観点から、『運動綱領』「IV労働法」(3)項、「協同組合」を「国民的基礎の上」に発展させ、次いで「各地方支部の利潤は、一定額を越えれば、これを一般的基金に払い込む」規定を再説する (Jones, 1977, 649)。しかしながら、協同組合システムが個人的努力にとどまれば、進歩は緩慢で、逆行する影響をまぬがれない。そこで、「協同組合は国家的規模で極大化されるべきで、国家の力をまっけて実現される」(Jones, 1977, 649) べきである。したがって、『運動綱領』「IV労働法」(4)項、「国営の融資基金を開設する」規定が引用される。「民主主義的な政府 (democratic government)」を前提すれば、「国営の融資基金」が前貸しされ、それが回収されてまた前貸しされるという「再生産」によって、「その国のすべての資本と労働力を吸収する」ことになる。これが「労働の解放の基

礎」なのである。しかし、「労働の解放は政治権力の占有者によってのみ完全に実現できる」ことを銘記すべきである。なお、資本家と労働者が利潤を半分づつに分けるべきだという妥協案があるが、それは「理論において不当であり、実践において危険である」。なぜなら、「わたしは、資本が、またそれをつくり出した労働に対して、なんらかの権利を持っている」ということを否定するし、実践においては、資本家は、恩恵を与える労働者を「彼らの兄弟から分離する」(Jones, 1977, 650) ことになるからである。

ところで、「国営の融資基金」の開設となると通貨の規制が問題となる。共産主義のシステムのもとでならば、ナショナル・ストアに供託された財貨・食糧と労働証書の交換に依存できるが、その労働証書は部分的であれば投機によって失敗するであろう。したがって、「労働者のアソシエーションに資本を前貸しし、その元金の償還によって流通からその通貨額を回収できる」「信用基金の開設」が「不慮の事態に応える」(Jones, 1977, 652) ものである⁹⁾。

最後に、「協同組合、それは何であり何をなすべきか」は、『運動綱領』「IV労働法」(3)(4)項を踏まえて、現状の協同組合を分析し、そのことを通じて、「真の協同組合」を明らかにするものである。まず、現実の協同組合には、「出資者のみ売る」形態がある。この形態は、複数の家族が班をつくり、卸売市場で買うことと変わりはない。そこでは協同組合をつくることによって、かえって労働費用等がかかり、また購買高に応じて年末に払戻しがあるにしても、「まる一年、貨幣の使用を空費しながら、十二月末に彼らから奪われたものを受け取る」(Jones, 1977, 464) にすぎない。つまり、「これ以上に愚劣なこと」はないわけである。次に、「財貨を出資者だけに売るのはなく、大部分を公衆に売る」形態がある。ここでは「利潤は、直接、購買者から取り出され、なんら返還されない」。ブラッドフォード協同組合商店の場合のように、

「組合員はそれらの財貨を原価で手に入れる」。労働費用等は負担せず、それは販売価格に転嫁され、一般の「公衆」＝購買者が負担する。また出資金に対して、購買高に応じて高い利子が支払われ、剰余利潤も出資者のあいだで分配される。これは「三重の把手」で一般購買者を捕らえるもので「小売商人よりももっと悪辣である」(Jones, 1977, 467) のである。第三の形態は、ピングスレーとバーリーのストアに見られるものである。ここでは小額の出資金で、利潤の半分は組合員に分配されるが、他の半分は「決して分配されないで、ビジネスの他の部門へその活動を拡大するために役立てられる」。その結果、利潤が増加して、分配される額は大きくなる。また、「週一ペニーを寄付する一般の公衆の誰にでも、彼へ購買高に比例して利潤の分配にあづかる権利」を与えていて、これまでになされた協同組合の試みのうちでも「大きな前進」(Jones, 1977, 468) なのである。

以上の協同組合の三類型から、協同組合は「以下の原則の基礎のうえのみ確立できる」ことが明らかとなる。すなわち、「ひとは、彼が社会に与えた価値以上に社会からより多くを取得する権利」を持っていない。したがって、協同組合は、「生産の原価に支払われた以上に顧客からより多くを取得する権利を持っていないのであり、そのことによって各労働者は適切な生活を営むことができる」。そして、さらには、協同組合の利潤を「現在の賃金奴隷制を自己報酬的な労働による雇用に代置するところに向けて、土地、機械装置を購入するという国家的な目的」(Jones, 1977, 468) のために捧げるという原則である。この利潤を「国民的な目的」のために、国民的基金に集中することを通じて、「相継いでアソシエーションの力、強さ、財源が拡大」し、「それぞれの支部の成功がすべての支部の成功を促進し、相集まって全体の成功につながるという利害の共通性 (community)」が確立される。そこには、「利害の衝突」「対抗」「競争」がなく、「おのおのが成功しはじめればしはじめ

るほど、全体の安定性と永続性が保証される」のである。ジョーンズはこれを「真の協同組合」と呼んでいるのである。他方、現在の孤立したシステムでは、以上の二つの原則が満たされず、つまりは「個別的かつ敵対的な利害」にもとづいており、その結果、「個人が協同することを妨害すること―連合の原理の拡がりを防止することを『協同組合人』の死活にかかわる利害」としている。それは次のようになされる。すなわち、地域の協同組合はその地域で独占体を形成しており、他の協同組合が近隣でスタートすれば顧客を奪いあい、あるいは競争のために安価販売を可能にするために「労働者にさらに安く支払う」ことになるほどの自己防衛に走る。「その必然的帰結」は、「賃金奴隷制、略奪、破壊、他方での独占をともなった古い競争システム」(Jones, 1977, 469)を持つことになるのである。したがって、現在のシステムにおける協同組合は「利潤あさりの終結の代わりに、それを復活させる。競争の廃止の代わりに、それを再創造する。独占の撤廃の代わりにそれを再確立する。そして労働の解放の希望に致命的な打撃を与える」(Jones, 1977, 469)。こうしてこそ、協同組合の現在のシステムに代わって、「真の協同組合」に努力が向けられなければならないのである。

以上のジョーンズ署名の論説は、協同組合についての肯定的理解を前提に、次の要点を指摘している。すなわち、まず、協同組合は、「国民的な基礎」のうえに発展させられるべきであり、また協同組合の一定額を越える利潤を「国民的基金 (national fund)」に支払うということである。こうしたことを通じて、協同組合の「国民連合体 (national union)」を形成することによって、労働の解放の条件がはじめて形づくられるのである。第二に、「労働の解放は政治権力」を獲得することによって完全に実現できるので、「民主主義的な政府 (democratic government)」の実現に、協同組合運動を結びつけなければならない。とくに、この観点から

は、「民主主義的な政府」を前提にした「国営の融資基金」の開設が重要になるのである。こうした意味で、協同組合の発展と労働者階級による政治権力の獲得が相即的に理解されているのである。ここにジョーンズ署名ながら、マルクスもまた肯定する協同組合論の要諦が認められるのである⁽¹⁰⁰⁾。

IV 「労働議会」の開催以降とマルクス

1850年代には、チャーティスト運動は、48年以前のように高揚することはなく、他方ではロッチディールをはじめ協同組合も各地で定着するようになる。こうしたなかで、運動の核となるジョーンズは、52年5月には、新しい週刊機関誌『ピープルズ・ペーパー』を発刊し、人民憲章を掲げて努力した。興奮と活力は1853年に労働組合の闘争によってもたらされた。52年6月には、プレイストンの綿業労働者の大ストライキが始まり、それに対して雇主側はロック・アウトで対抗し、労資激突の闘争となった。ジョーンズは、この争議を資本の抑圧に対する労働の挑戦と捉え、プレイストンの綿業労働者と不当な抑圧下にあるすべての労働者を総力で支援するため、同年11月「労働議会 (Labour Parliament)」の構想を提唱した。その内容は、資金を集め、争議中の労働者を支援し、大衆運動の力で農業者協同組合、労働者協同組合、消費者協同組合を設立し、労賃も規制するものである。この構想に即して、「労働議会」は1854年3月マンチェスターで開催された。この「労働議会」は、古賀が指摘するように、「人民憲章をめざすものではなく、チャーティスト運動の変化を明示する具体例」(古賀, 1994, 219)と位置づけることは可能であるが、同時に、前節まで述べてきたチャーティストのコンベンション運動のなかに位置づくものであり、マルクスもまた、その内容に承認を与えていたものである。「労働議会」の名誉代議員に選ばれたマルクスは、『ピープルズ・ペーパー』1854年3月18日付

に、「労働議会にあてた手紙」を寄せ、「労働議会」を「世界史に新しい時期を画するもの」と賛美し、「この企てに成功するために、彼らは力ではなくて、共同の組織、全国的規模にわたる労働者階級の組織を必要とする—そのようなものが労働議会の意図する偉大にして名誉ある目的」(Marx, 1985, 108)と述べた。また、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』第4039号(1854年3月29日付)には「労働議会」と題する論説を書き、「労働議会の行動綱領」の全文を掲載している。

この「行動綱領」は、「(1)労働者のために全国的基金を募金する制度の組織」, 「(2)こうして集まった基金を保全する計画」, 「(3)同基金の利用ならびに労働者階級の諸権利の保障」, 「(4)大衆運動の規約」からなるが、前文では、ストライキとロック・アウトを従業者の勝利に帰させるとともに、「働く者が彼らの労働の利潤に公正にあづかることが保障されるよう努力すること、彼らを賃金奴隷制からまったく解放するという目的をもって、彼らに独立自営する手段を確保すること」を企図していることが述べられている。その上で、とくに「三、基金の利用」では、(a)基金はストライキ中のすべての都市や地域を援助するために負債を清算すること、(b)「すべての産業で使用されている原料の価格と労働の価格、生産された製品の販売価格、およびその他の運転費に関して月刊報告」を発行し、こうして「決められた基準にもとづいて労働の価格が規制され、賃金率もそれに応じて決定される」

(Marx, 1985, 113)ものと明記されている。続いて、(c)項では、「全国労働基金」による土地の購入、購入された土地の分割と借地利用、そして農業協同組合の設立が述べられる。すなわち、「(c)労働者は、使用者の利潤にあづかる明白な権利をもつ一方、さらに自営するというより高度な目的のためにも、また使用者の手から過剰労働〔行使〕の力を奪うことによって賃金をより効果的に規制する目的のためにも、大衆運動の基金をさらに土地の購入に用いられるべき

である。所有地は、理事団構成員外の個人の名義で購入すべきである。所有地は、土壌の質や、利用の目的、すなわち個人の借地にするか大きな協同組合経営にするかどうかにしたがって、種々な大きさの農地に分割されるものとする。上述の土地は大衆運動によって保有され、決して他に移転されない。同土地は短期の借地契約および公正にして適度な借地料で借地人に貸し付けられる。借地契約には、地代の支払いをきちんとしない借地人はただちに借地権を失うものとするとの条項を挿入する。借地人は次に述べる譲渡証書によって委任された者に借地料を支払わなければならぬ、という他の条項をも挿入する。所有地の購入にたいしてではなく、そのときの大衆運動の理事である個人にたいして二人の個人に、それぞれ5000ポンドの罰金を支払うという約定書を作成するものとする。そのような罰金は、理事が職を辞めるにさいして上述の借地料を自分の後任者に譲渡する証書を万一作成しない場合に、課される。彼の後任者も同一の義務を負うものとする。」(Marx, 1985, 114)

次に、『チャーティスト運動綱領』「IV労働法」に対応して、「協同組合工場、作業場、販売店の設立」のための手続き、運営方法を述べている(d)項を見てみる。「(d)自営の独立性や労働市場の過剰状態の救済をよりいっそう確実にするため、本委員会は、利用しうる基金をさらに協同組合工場、作業場・販売店の設立に使うことを勧告する。これらのものは、大衆運動の財産とすべきものである。これらで雇用されている者は、すでに指摘した労働の価格表によって規定された賃金額、ならびに生産もしくは販売された製品によって実現した純利益の半分を受け取る。利益の他の半分は大衆運動の収入に繰り込まれる。各協同組合企業の管理主任は、そこでの従業者によって選挙され、理事団の認可を受けるものとする。各企業の前記管理者は、各企業に関連した購買と販売を規制し、購買、販売、支払、これらに関連する損益にかんする報告書

を、毎月、理事団に提出する。従業者と管理者のあいだに苦情の理由のくいちがいが生じたときは、従業者は管理者を罷免し、構成員の四分の三以上の多数をもって別の管理者を選出する権利があるものとする。各協同組合企業の純利益の半分は、それぞれの管理者がこれを理事会に送金する。大衆運動が協同組合の目的のために購入した財産は、土地財産の場合にとられたのと同様な保全制度のもとに保管されるべきである。」(Marx, 1985, 115) ここには、「各協同組合の純利益の半分」は「大衆運動」＝「全国労働基金」に繰り込まれると規定されており、すでに述べた『チャーティスト運動綱領』『IV労働法』の「一般基金」、『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』掲載の論説「協同組合原則の擁護者たち、および協同組合諸協会の構成員たちへの手紙」のなかで提示された「国民的基金」の延長上に位置づけられることは明らかであろう。それは、ストライキやロック・アウトなどの資本と労働の対決において、労働者の側を支援するために資金を集め支援金を出し、大衆運動の力で労働者階級への不当な抑圧を排除し、現在の雇用関係から独立した生産協同組合の結成を進めながら、労働者の権利を確立していくものであった。したがって「労働議会はロンドンの議会に対抗する労働者の議会として反議会の性格をもってはいたが、政治権力を獲得して政治の主導権を掌握するという構想はなく、資本の奴隷からの労働者の解放をめざしており、ウェストミンスター議会对峙するマンチェスターの議会として、いわば体制から自立した一種の『労働者の世界』の実現をめざした面を濃厚にもっていた」(古賀, 1994, 221) のである。この「労働議会」は3月17日、次回を8月の第一日曜日に開催することを決めて解散したが、すでにプレイストンのストライキとロック・アウトも峠を越していて、高揚した組合運動も沈静化し、第二回は開催されずに終わった¹²⁾。

1854年末頃には、このジョーンズもプロレタリア運動に幻滅し、チャーティスト運動再興の

ために中産階級急進派への接近をはかることになる。54年までは、マルクスはジョーンズと緊密な関係を保ってきたが、これ以降しばしばジョーンズに対する不満が述べられる。ジョーンズの「国際委員会」が、1855年2月にゲルツェンを含む「俗物」と提携して2月革命記念祭を計画したとき、マルクスはエンゲルスに書き送った。すなわち、「ジョーンズはこの上もなく『愚かな』行動をして、まったく支持を失ってしまった。というのは、フランスとドイツの俗物たちにこの事の指導を任せただけだ。…精力と忍耐と活動、これはジョーンズに認めてやらなければならないが、それにもかかわらず、彼は誇大宣伝や扇動口実の無策な追求や時間を跳び越えようとする焦燥によっていっさいをぶちこわしてしまうのだ。」(Marx, 1987, 41) また、57年11月には、「ジョーンズは非常に馬鹿げた役を演じている。…彼は—このなまぬるい時代になんとか扇動の口実を見つけようという、ただそれだけの目的で—恐慌の起こるはるか以前にチャーティスト大会招集の日取りを決め、その大会に同時にブルジョワ急進派にも…参加を要請することにして、…おおよその妥協を取り決めていたのだ」(Marx, 1990, 203-204) と書き送っている。ここには、客観的条件が困難になっていくなかで、なおかつチャーティズムを高揚させようとするジョーンズの努力が見られるが、すでに述べたように、ジョーンズとても労働者階級の独立路線を失いつつあったのである。しかし、マルクスは、1856年4月14日開催の『ピープルズ・ペーパー』創立4周年記念祝賀会に参加して講演した。それは、「時勢がそうするのを必要としていると思った」(Marx, 1990, 13) からであり、「イギリスの労働者階級は現代工業の長子である。…イギリスの労働者階級が前世紀のなかば以来経てきた英雄的な闘争…この闘争が人知れずうもれ、中間階級の歴史家によって黙殺されているからといって、その燦然たる光が薄らぐものではない」(Marx, 1964, 4) とイギリス労働運動を讃え、そうす

ることでジョーンズを支援しようとしていたのである。58年1月の時点でも、「いまのまますめば彼は中間階級のだまされ役になるか、変節者になるかだ」と危惧感を示しながらも、「この男が買収されたとは、まだ思いたくない」(Marx, 2003, 37)と述べていた。しかしながら、「イギリスの労働者階級のあいだにすっかり行きわたっている、だらしない調子」(Marx, 2003, 37)、すなわちブルジョア化のなかで、その結果「究極はブルジョアジーと並んでブルジョアの貴族とブルジョア的プロレタリアートをもつようになる」(Marx, 2003, 38)なかで、チャーティズムは行き詰っていたのである。こうしたなかで、58年9月『ピープルズ・ペーパー』の廃刊とともに、チャーティズムは壊滅したのである¹³⁾。もちろん、チャーティズムの思想は、その後、受け継がれ、1864年の「第一インターナショナル」のなかで生まれ変わるのである。このように、「労働議会」以降も、マルクスはチャーティスト運動に注目し、またその経験から学んだのである。

V おわりに

以上、1850年代初期のイギリスのチャーティズム運動とそれへのマルクスの関わりについて述べてきた。マルクスは、この時期、積極的にチャーティズム運動に協力・参加して、当のチャーティズム運動に影響を与えた¹⁴⁾。そして、同時に、チャーティズム運動の体験を通じて、労働者階級運動＝革命運動の方式についても学んでいったのである。この点では、玉井が、「当時の彼には、…多くの『幻想』があったであろう。資本主義体制の過小評価、ブルジョアの民主主義改革の軽視、少数革命の可能性等。これらと共存する幻想を捨てて、彼自身が少数革命から多数革命へ、大衆の教育をまつ持久的な闘争へと戦術を転換したのだが、この時期がまさにチャーティストとの密接な協力期であることを思えば、この点での影響は、ふつう

いわれている以上に大きいのではあるまいか」として「有名な三つの源泉のほかにもう一つ、チャーティスト運動を加えなくてはならないだろう」(玉井, 1973, 149-150)と述べている。以上のところからも肯定できる指摘である。マルクスは、イギリスでは、普通選挙権の獲得を通じて、政治権力を握る可能性が指摘され、その可能性を実現する基盤として、協同組合運動の国民的規模での拡大という戦略が確立されたのである。もちろん、すでに述べたように、『チャーティスト運動綱領』への影響力や『ノーツ・ツウ・ザ・ピープル』誌編集への指導・協力を考えれば、マルクスがチャーティスト運動に与えた決定的な影響力は、当然無視することはできない。50年代初期は、イギリスにおいては協同組合が急速に増加傾向を見せたが、実際、この事情がマルクスにプロレタリア主体の協同組合論を構想させたものと考えられる¹⁵⁾。したがって、こうした「イギリス型」の先進国革命論は、小松が述べるように、「エンゲルス・マルクス・ジョーンズ三者の共同の産物、共同説」(小松, 1995, 17頁)という理解が妥当であろう。労働者諸アソシエーション、例えば「労働者生産協同組合」への着目は、フランスの1848年革命の経験のなかでなされていたが、プロレタリアート主体の協同組合論の獲得は、この50年代初期においてはじめてなされたのである。

しかしながら、すでに述べたように、イギリス資本主義の相対的安定という現実のなかで、チャーティズムは壊滅していった。マルクスは恐慌による次の革命的状況の出現を期待しつつ経済学研究に没頭するのである¹⁶⁾。協同組合を含めた諸アソシエーション、その連合としての社会、その構造的組成、そしてその社会を実現する諸アソシエーションの運動、これらの諸点は、1855年以降の労働者運動の展開と経済学研究の深化になかで、成し遂げられていくのである¹⁷⁾。

注

- (1) マルクスのアソシエーション概念の形成については、フランス社会主義との関わりで論じたことがある。(秋葉, 2002)
- (2) 1842年12月8日付『ライン新聞』に寄稿した「国内危機についてのイギリス人の見方」が、エンゲルスが初めてチャーティズムに言及したものである。ここでは、第二回国民請願の興奮が過ぎ去り、イギリスの支配階級が落ち着きと確信をもっているのを認め、しかし他方では、チャーティスト運動が新しい変革の力を秘めていることを指摘している(Engels, 1985, 437)。
- (3) マルクスがハーニーと決別するのは、1851年2月24日の祝宴での事件を契機としてである。ハーニーは、ヴィリッヒが議長となり、ルイ・ブランがお膳立てをした700人からなる大祝宴会に結びついた。この大祝宴会にマルクスは、シュラムとピーパーを参加させていたが、まず労働者教育協会員からスパイだと告げられ、バルテルミを含む約200人から袋叩きに合い、二人はほうほうの態でマルクス宅にこもり込んだ。このとき、シュラムとピーパーは労働者教育協会の金庫から19シリングを盗んだと告げられたが、それを目撃していたハーニーは、暴行を止めるのに決然たる態度をなんらとらなかつたのである。マルクスは、ハーニーは、「われわれといっしょに書面でヴィディルとの、バルテルミとの、そしてヴィリッヒとの結びつきを断つたのではなかったか？それなのに、どうして彼は、われわれなしに、われわれの背後で、われわれの意志に反して彼らを受け入れることができたのであろうか。これが公明正大だと言っても、僕にはそんなことはわからない」。ハーニーは、「われわれを見捨てた。というのは、彼はシュラムとピーパーとの事件のあとですぐに公然とあの集会で報復をして直ちに引きあげることしなかったからだ。そうはしないで、彼は友人たちのあいだで事件を些細なものとして説明するために全力を尽くしていたのだ」(Marx, 1984, 56)とエンゲルスに書き送った。他方、エンゲルスも「ベットにつけなかった」ほど「激高」したとマルクスに書き送っている(Engels, 1984, 61)。マルクスらは告訴も考えたが、ハーニーとシャッパーが穏便な解決を望んでいること、告訴はマルクス側にも不利があることから、シュラムの抗議声明とハーニーのそれに対する保証文を『フレンド・オブ・ザ・ピープル』に掲載することで落ち着いた。しかし、この事件以降、ハーニーとマルクスの関係はもとに戻ることはなかった。なお、ジョーンズはこの大祝宴会に参加しなかった。
- (4) 以下のチャーティズムの成立・展開過程については、古賀の研究(古賀, 1975, 10-80, 181-250)、また、マルクス・カテゴリー事典編集委員会編の解説(マルクス・カテゴリー事典編集委員会, 1998, 385-388)を参照している。
- (5) 以下の後期チャーティズム運動の展開については、古賀の研究を参照している(古賀, 1975, 256-340)。
- (6) MEGA編集部は、R・ダニエリスのマルクス宛手紙のなかの「私はもうすでに4月10日のチャーティスト・コンベンションの綱領に貴方とその友人が影響を与えたことを知っています」という文言を引用しながら、マルクスの『チャーティスト運動綱領』への影響を推定している(Apparat, 1977, 706)。また、ノインユーベルは「マルクス主義的協同組合概念の仕上げにのっての1850年代初期の協同組合運動に関するマルクスの研究の意義」と題した論説のなかで、この『運動綱領』には、「マルクス主義的思考の決定的な影響」が示されていて、「マルクスの立場に近い」と評価している(Neunübel, 1991, 40)。
- (7) 小松の翻訳は、以下のジョーンズ署名の三論説であるが、同時に、「解題」が試みられている(小松, 1995, 66-88)。
- (8) 小松は、『チャーティスト運動綱領』と『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』掲載のジョーンズ署名論文の関連を中心に検討しながら、同時に、1850年代初期のマルクスの思想形成にも立ち入って論じている(小松, 1995, 1-21)。本稿も、この小松の論文に学びながら、同じく50年代初期のマルクスのアソシエーション論の形成過程を追ったものである。
- (9) ジョーンズは、この「チャーティスト運動綱領」についての書簡「第三書簡」で、「金には固有な価値—内在的な価値は何もない」(Jones, 1977, 651)と主張し、自らの「貨幣ノート」の参照を求めている。MEGA編集部は、この点で、ジョーンズのこの「貨幣ノート」と「チャーティスト運動綱領」についての書簡「第三書簡」は、マルクスの貨幣論とは一致しない点を指摘している(Apparat, 1997, 707)。しかしながら、「国営の融資資金」、「共産主義のもとでの労働証書」などの考え方は、マルクスの理論的影響を受けたものと理解することができる。
- (10) マルクスは、「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」のなかで、「プロレタリアートの一部は、交換銀行や労働者協同組合のような空論的な実験に熱中する。つまり、古い世界自身のもっている巨大な手段をすべて使って、この古い世界を変革することをあきらめて、むしろ社会のうしろで、個人的に、プロレタリアートの限られた生存条件の範囲内で、プロレタリアートの救いをなしとげようとする運動、したがってかならず失敗するにきまっている運動に、熱中する」(Marx, 1985, 105)と述べている。「労働者協同組合のような空論的な実験」と1848年当時のフランスの協同組合について否定的な評価がな

れているが、それは「個人的」に試みるものであり、小ブルジョア的・職人的協同組合が念頭におかれていたのである。したがって、プロレタリアート主体の労働者協同組合には肯定的な評価を与えており、要は、「すべての協同組合は…国民的な連合 (national union) に基礎をおかなければならない」(Jones, 1977, 646) という点が要諦なのである。なお、1851年5月5日付マルクスからエンゲルス宛手紙では、「ジョーンズはじつにみごとな協同組合運動批判をやっている」(Marx, 1984, 107) と述べているが、その主旨も以上のところを踏まえて理解すべきであろう。

- (11) 1851年11月29日付『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』第31号「コシュートとは何か」と題する論説では、ジョーンズによって、社会主義と共産主義の区別が試みられている。この時期の将来社会論として興味深い。すなわち、ランカシャの大晩餐会においてコシュートが、「私はヨーロッパの国家は、例えばフランスが三つの革命の実践的諸結果の獲得に失敗していると見ている。三つのこうした失敗は60年以内に世界の将来を規制するために新しい教義を人々に身につけさせるというのは自然である。これらの教義はある人々によっては共産主義と呼ばれ、ある人によっては社会主義と呼ばれている。さて、私は共産主義を理解することはできるが、社会主義は理解できない。—私がそれを理解するように、社会主義は社会秩序と一致せず、所有の安全とも両立しない」。「ヨーロッパにとっての不可避の次の革命」において、わたしは「私が信じているところでは社会秩序がそのうえに基礎をおく諸原理」、「私的所有の安全という偉大な諸原理に反対する立場をとらない」と述べたのに対して、以下のようにコシュートの立場を特徴づけている。「彼はまた社会主義と共産主義を同一視しようと試みている。というのも、彼は共産主義が世界の現在の段階と両立しないことを認めているが、その偏見は、それに反対しようとしている巨大な力をもって起こっている偏見のことを知っている。彼は社会主義が階級支配のアナキーに対する致命的な打撃であることを知っている。そして、それは秩序の真の保証であることを知っている。彼はそれが平和、所有と生命の安全を意味することを知っている—しかし彼は同様に、それが独占、競争、高利貸、利潤あさり、そして賃金奴隷制の終焉を意味することを知っている。彼は、それが労働者に対する資本家の専制の滅亡を意味することを知っている。そして、卑劣な遠吠えと結んで、社会主義はアナキーと所有の不安定だと(彼は心の底ではうそをついていることを知っているのだが) 下劣な中傷に反対しているのだ」(Jones, 1985, 475)。社会主義と共産主義の二つの発展段階が示されているわけである。

- (12) この「労働議会」に対して、マルクスは「労働議会の開会—イギリスの軍事予算」と題する『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』に寄稿した論説のなかで次のように述べている。「二月革命後のパリのリュクサンブール宮殿でひらかれた会議が、同じような方向にそった先ぶれであると考えられることができるであろうが、しかし一見しただけで以下のような大きな違いのあることがわかる。すなわち、労働議会は人民自身が発起したものであるのに対して、リュクサンブール〔委員会〕は政府が発起したものであったこと、リュクサンブールは、臨時政府の構成員のなかの社会主義者を活動の中心から追い出し、本来の国務にけっして本格的に参加させないという意図をもって招集されたものであったこと、最後に、労働議会は全国にまたがるあらゆる大小の労働部門のほんとうの代議機関であるのに、リュクサンブールの代表〔委員〕は、もっぱら各種のいわゆるcorps d'état〔同職組合〕、つまり多かれ少なかれ中世のギルドや今日の労働組合に相当する職業団体の加盟者だけで構成されていたことが、それである。労働議会在成功するかいなかは、絶対にとは言わぬが、主としてそれが、現在問題にしなければならないのはいわゆる労働の組織ではなく、労働者階級の組織であるという原則にもとづいて活動するかいなかにかかっている。…もし労働議会在全国的な一政党を実際につくりあげる方途をととのえることにはではなく、たんなる理論的討議に時間をつぶすならば、それはリュクサンブールの場合がそうであったように失敗であったと判明することであろう」(Marx, 1985, 101)。しかし、こうした「労働者階級の組織」「全国的な一政党」を模索しながらも、それをとりまく現実の状況が沈静化して、運動の前進をはばんだのである。
- (13) 1858年8月18日付マルクスからエンゲルス宛手紙では、「われわれの友人ジョーンズは決定的にブライト一味に自分を売り渡した(しかも、およそ可能な最低価格で)。このほかは政治的にも零落し、しかも商業的にも助かっていない」(Marx, 2003, 208) と述べられ、4ヶ月後の1859年2月1日付マルクスからヴァイデマイヤー宛手紙では、「アーネスト・ジョーンズとは、僕は手を切った。僕が繰り返し警告したにもかかわらず、また僕が彼に正確に予言したのに、つまり彼は自分を破滅させ、チャーティスト党を解体することになるだろうと—じっさいそうなった—予言したのに、彼はブルジョア急進派との仲介の試みに深入りした。彼はいま破滅した男だ。しかし彼がイギリスのプロレタリアートに加えた損失は、なみたいていではない。もちろんこの失敗は、また補いがつくだらう。だが、行動のための非常に有利な時機は失われてしまった。軍隊で考えれば、将軍が戦闘の前日に敵陣に寝返ったようなものだ」

(Marx, 2003, 249) と述べた。要するに、59年には、マルクスはジョーンズと手を切ったわけである。

(14) アシュトンも、この50年代初期のマルクスとジョーンズを代表とするチャーティズムとの関係に注目している。すなわち、「ジョーンズの演説は…興味深い。なぜならそれはマルクスがこの時彼に影響を及ぼしていたからである。確かに彼らの関係は1851-2年にかけては密接であった」(Ashton, 2001, 122)。また、アシュトンは、マルクスがジョーンズと幾分長い関係を持ちえたのは、「ジョーンズがドイツ語をしゃべることができたからかもしれない」(Ashton, 2001, 113) と推測している。なお、エンゲルスは、1852年3月18日付マルクス宛手紙で、「ジョーンズはまったく正しい道を進んでいる。そして、われわれはおそらく次のように言うことができるだろう。彼は、われわれの理論なしには、正しい道にはいらなかったであろう、と。また、どのようにして一方ではチャーティスト党の再建のための唯一の可能な基礎、すなわち産業ブルジョアに対する労働者たちの本能的な階級的憎悪を、単に保存するだけでなく、それをさらに拡大し発展させて啓蒙的な宣伝の基礎にすることができるか—しかも他方では進歩的であることを失わないで労働者たちの反動的な欲望や彼らの偏見に対抗することができる

か、このこともまた彼はわれわれの理論なしにはけっして発見しなかったであろう」(Engels, 1987, 78) と述べている。

- (15) 当時のイギリスにおける協同組合運動の盛行とそれを支えたイギリス労働者階級の性格変化という点については、松村の指摘を参照されたい。(都築, 1986, 83-86)
- (16) とくに、1857年恐慌が近づき、マルクスはエンゲルスとともに革命の爆発を期待しつつけていた。この1857年恐慌を前に、「大洪水のくる前に少なくとも要綱(Grundrisse)だけでもはっきりさせておく」(1857年12月8日付エンゲルス宛手紙, Marx, 1990, 209) という目的で書かれたのが、『経済学批判要綱』であったわけである。
- (17) 1850年代初期の協同組合論と1860年代の協同組合論との間には大きな変化があった点については細谷の指摘がある。すなわち、1850年代初期の協同組合論と「1860年代のマルクスの論文と大きくいちはないといえよう。しかし、60年代の論文において協同組合を将来社会への過度的形態と位置づけている点では、やはり大きな変化があったとみななければならない」(細谷, 1997, 43)。この1860年代以降の協同組合論との関わりについては、今後の課題である。

文

- 秋葉節夫, 「アソシアシオン論の端緒的形成」『社会文化研究』第29巻, 広島大学総合科学部, 2003年。
- Ashton, R., *Lettle Germany-Exsile and Asylum in Victorian England*, Oxford University Press, 1986. (的場昭弘・大島幸治訳『ロンドンのドイツ人—ヴィクトリア期の英国におけるドイツ人亡命者たち—』, 御茶の水書房, 2001年)。
- Engels, F., *Englische Ansicht über die innern Krisen*, MEGA, Abt I Bd. 3. 1985. (「国内危機についてのイギリス人の見方」『全集』第1巻, 1959年)。
- Engels, F., *Brief an Marx*. 27. Februar 1851, MEGA, Abt III Bd. 4. 1984. (「マルクス宛手紙・1851年2月27日付」『全集』第27巻, 1971年)。
- Engels, F., *Brief an Marx*. 18. März 1852, MEGA, Abt III Bd. 5. 1987. (「マルクス宛手紙・1852年3月18日付」『全集』第28巻, 1971年)。
- Engels, F., *Brief an Marx*. 7. Oktober 1858, MEGA, Abt III Bd. 9. 2003. (「マルクス宛手紙・1858年10月7日付」『全集』第29巻, 1972年)。
- 細谷昂編, 『現代社会学とマルクス』アカデミア出版会, 1997年。
- Jones, E., *A Letter to the Advocates of the Co-operative Principle and to the Members of Co-operative Societies*, Note to the People. Nr. 2, 10. May 1851, MEGA, Abt I Bd. 10. 1977.

献

- Jones, E., *Letters on the Chartist Program*, Letter III, Note to the People, Nr. 5, 31. May 1851, MEGA, Abt I Bd. 10. 1977.
- Jones, E., *Co-operation. What It Is, and What It Ought to Be*, Note to the People. Nr. 21, 20. September 1851, MEGA, Abt I Bd. 11. 1985.
- Jones, E., *What Is Kossuth ?* Note to the People. Nr. 31, 29. November 1851, MEGA, Abt I Bd. 11. 1985.
- 古賀秀男, 『チャーティスト運動の研究』ミネルヴァ書房, 1975年。
- 古賀秀男, 『チャーティスト運動の構造』ミネルヴァ書房, 1994年。
- 小松善雄, 「協同組合社会主義論の歴史的形成についての考察(上) — 『チャーティスト運動綱領』と協同組合・協同組合運動論説を中心に —」『オホーツク産業経営論集』第6巻第1号, 東京農業大学経営学会, 1995年。
- 小松善雄, 「E・ジョーンズ編集・新聞『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』掲載の協同組合・協同組合運動論—マルクスの協同組合・協同組合運動論に寄せて—」『オホーツク産業経営論集』第6巻第1号, 東京農業大学経営学会, 1995年。
- マルクス・カテゴリー事典編集委員会編, 『マルクス・カテゴリー事典』, 青木書店, 1998年。

- Marx, K., Die revolutionäre Bewegung, MEGA, Abt I Bd. 9. 1977. (「革命運動」『全集』第6巻, 1961年)。
- Marx, K./Engels., F, Revue Mai bis Oktober(1850), MEGA, Abt I Bd. 10. 1977. (「評論1850年5-10月」『全集』第7巻, 1961年)。
- Marx, K./Engels., F, Ansprache der Zentralbehörde des Bundes der Kommunisten von März 1850. MEGA, Abt. I Bd. 10. 1977. (「1850年3月の共産主義者同盟中央委員会の呼びかけ」『全集』第7巻, 1961年)。
- Marx, K., Der 18 Brumaire des Louis Bonapart, MEGA, Abt. I Bd. 11. 1985. (「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」『全集』第8巻, 1962年)。
- Marx, K., Brief an das Arbeiterparlament, MEGA, Abt. I, Bd. 13. 1985. (「労働議会にあてた手紙」『全集』第10巻, 1963年)。
- Marx, K., Das Arbeiterparlament, MEGA, Abt. I, Bd. 13. 1985. (「労働議会」『全集』第10巻, 1963年)。
- Marx, K., Die Eröffnung des Arbeiterparlament-Das englische Kriegsbudget, MEGA, Abt. I, Bd. 13. 1985. (「労働議会の開会-イギリスの軍事予算」『全集』第10巻, 1963年)。
- Marx, K., Brief an Engels. 5. Mai 1851. MEGA, Abt. III Bd. 1. 1984. (「エンゲルス宛手紙・1851年5月5日付」『全集』第27巻, 1971年)。
- Marx, K., Brief an Engels. 26. Februar 1851. MEGA, Abt. III Bd. 1. 1984. (「エンゲルス宛手紙・1851年2月26日付」『全集』第27巻, 1971年)。
- Marx, K., Brief an Engels. 13. Februar 1852, MEGA, Abt. III Bd. 5. 1987. (「エンゲルス宛手紙・1852年2月13日」『全集』第28巻, 1971年)。
- Marx, K., Rede auf der Jahresfeier des People's Paper am 14. April 1856 in London. Werke, Bd. 18. 1964. (「1856年4月14日ロンドンにおける『ピープルズ・ペーパー』創刊記念祝賀会での講演」『全集』第12巻, 1964年)。
- Marx, K., Brief an Engels. 16. April 1856, MEGA, Abt III Bd. 8. 1990. (「エンゲルス宛手紙・1856年4月16日付」『全集』第29巻, 1972年)。
- Marx, K., Brief an Engels. 24. November 1857, MEGA, Abt III Bd. 8. 1990. (「エンゲルス宛手紙・1857年11月24日付」『全集』第29巻, 1972年)。
- Marx, K., Brief an Engels. 23. Januar 1858, MEGA, Abt III Bd. 9. 2003. (「エンゲルス宛手紙・1958年1月23日付」『全集』第29巻, 1972年)。
- Marx, K., Brief an Engels. 8. Dezember 1857, MEGA, Abt III Bd. 8. 1990. (「エンゲルス宛手紙・1857年12月8日付」『全集』第29巻, 1972年)。
- Marx, K., Brief an Joseph Weydemeyer 1. Februar 1859, MEGA, Abt III Bd. 9. 2003. (「ヴァイデマイヤー宛手紙・1859年2月1日付」『全集』第29巻, 1972年)。
- 松村高夫, 「マルクス・労働貴族・生産協同組合」都筑忠七編『イギリス社会主義思想史』, 三省堂, 1986年。
- Neunübel, Ingolf: Zur Bedeutung von Marx' Studien über die Kooperativbewegung Anfang der fünfziger Jahre für die Ausarbeitung der Marxistischen Genossenschaftskonzeption, Marx-Engels-Jahrbuch 13. Diez Verlag Berlin. 1991.
- 岡本光弘, 「1848年以降のチャーティズム-デモクラテック・コンフェランスから新綱領の採択にいたるまで」『社会運動史』第4号, 1974年。
- 玉井茂, 「チャーティスト運動とマルクス主義」『科学思想』第7号, 新日本出版社, 1973年。
- 都筑忠七編, 『資料イギリス初期社会主義-オーエンとチャーティズム-』, 平凡社, 1975年。